

# 岐阜県公報

第 五 十 二 号  
令和元年十一月一日  
(金曜日)

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 三三二五

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一

部改正

道路の区域変更

道路の供用開始

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 三三八

公 示

公共測量の実施

(用 地 課) 三三八

## 公安委員会規則

岐阜県質屋営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

岐阜県公安委員会  
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

次のように改正する。

別記様式第一号中「様」を「型」に

別記様式第一号中「様」を「型」に

平成	を	平成	令和
4		4	5

別記様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号中「書替え」を「書換え」に、「様」を「型」に

別記様式第一号中「書替え」を「書換え」に、「様」を「型」に

別記様式第一号中「書替え」を「書換え」に、「様」を「型」に

3. 昭和	4. 平成	を	3. 昭和	4. 平成	5. 令和
-------	-------	---	-------	-------	-------

別記様式第一号中「書替え」を「書換え」に、「様」を「型」に

4. 平成	を	5. 令和
-------	---	-------



同 三二六〇番四地先まで	後	二〇・〇 三・〇	七・〇
-----------------	---	-------------	-----

岐阜県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			後	前			
県道 高 谷 山 線		高山市国府町名張字五反田一五三番一地从先から同 市同 町同 字明石二二六四番四地先まで	後	前	五・九 六・五	五・三 五・三	県道新 田飛驒 国府驛 と車場停 用線
			後	前			
			後	前	五・五 一・三	一・七 一・八	
			後	前			

岐阜県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区 域 の 決 定 又 は 変 更 の 日 付 の 告 白 日 付 ）
県道	岐 ヶ 原 線	安八郡神戸町大字丈六道字村西五〇番五地先から同 郡同 町大字同 字向田一七二番三地从先まで	五・二	令和 元・一・一	平成 一六・八・二〇

岐阜県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区 域 の 決 定 又 は 変 更 の 日 付 の 告 白 日 付 ）
県道	美 大 並 和 線	郡上市八幡町有坂字中間七八五番三〇地先から同 市同 町同 字田ノ洞七八六番三地从先まで	八・六	令和 元・一・一	平成 一六・三・二

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十二年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三財政課の表四の項中「岐阜県予算編成執行規則」の下に「昭和二十八年規則第十三号。」を加え、同項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

2 規則第十五条第二項の予算の繰越しの決定

別表第三財政課の表四の項課長専決事項の欄第一号中「第十条」を「第十条ただし書」に改め、「解除」の下に「の承認」を加える。

別表第三商工政策課の表七の項中「いう。」の下に「及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下この項中「省令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第五条第一項」に、「基盤施設計画」を「事業継続力強化支援計画」に改め、同欄第二号中「第八条第一項」を「第六条第一項」に、「基盤施設計画」を「事業継続力強化支援計画」に改め、同欄第三号中「第二十二條第一項」を「第十一条第一項」に改め、「（経営発達支援事業の実施状況に係るものを除く）」を削り、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 法第七条第七項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の意見の具申別表第三商工政策課の表七の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加える。

別表第三商業・金融課の表八の項中「平成十一年省令第七十四号」を「平成十一年通

商産業省令第七十四号」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第三用地課の表四の項中「いう。」の下に「及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号。以下この項中「省令」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

7 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項又は同法第八十五条第二項の損失の補償の裁定

8 法三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項の担保の提供をしなければならない旨の裁定

別表第三用地課の表四の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

四

令和元年九月二十五日から  
令和二年二月二十八日まで  
作業地域  
美濃市及び郡上市

令和元年十一月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社